

餘興

この二日間に亘る祝賀會を盛んにし、賑ひを添へた各町各區の餘興は一々記し難いが、市内各學校生の旗行列、各團體の提灯行列で夜は火の海、晝は旗の波を漂はせ、各町各區から道囃子、角力、假裝行列、琵琶行列、仁和加歌劇など各自趣向を凝らせる幾多の餘興を練り出し、一方には此の合併を祝する九州煙火大會の催しもあり、此の大會は兩日とも午後七時から、縣會議事堂前の舊城濠の畔で、左の仕掛火花が催されて夜の賑ひを呈し、見物人の山を築いた。

- ◎花の園
- ◎朝顔百花
- ◎花壇亂王
- ◎秋の野風
- ◎花の友
- ◎青島激戰の光景
- ◎亂菊
- ◎合併祝賀
- ◎會煙火大會の景
- ◎神社の景
- ◎立田川に錦魚

第十四編 自治祝典

第一章 自治制發布五十周年

第一節 勅語を賜ふ

明治二十一年四月十七日自治制(市町)發布されて以來、昭和十三年四月十七日は恰も五十周年に相當するに依り、此の日全國の自治關係者は帝都に集まり、午前十時半より若草萌ゆる宮城二重橋前の廣場にて、長くも

聖上陛下の親臨を仰ぎ奉りて「自治制發布五十周年記念式」を舉行し秩父、三笠、賀陽、久邇、梨木、北白川、竹田各宮殿下にも台臨あそばされ 陛下には參列者最敬禮の裡に玉音朗らかに、有難き左の勅語を賜はつた。

勅語

朕惟フニ皇祖考維新ノ大猷ヲ弘メ地方自治ノ體制ヲ整ヘタマヒテヨリ茲ニ五十年ニ及ヒ治績見ルヘキモノアリ

今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ

朕力忠良ナル臣民克ク私ヲ去リ公ニ奉シ規制ニ恪遵シテ益々自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無疆ノ康福ヲ増進センコトヲ期セヨ

庶民の感激措くところを知らず、斯くて午後零時半から、日比谷公園の廣場に於て、記念大祝賀を開き午後三時から明治神宮に奉告祭を行ひ、同五時から護國寺の山縣有朋の墓前報告祭が催され、斯うして帝都の一日は自治慶祝の氣分に浸された。

佐賀市では橘爪市長上京して、この盛儀に參列せるため、當日式典を舉行することを延期し、歸佐の上、同月二十九日の天長節佳辰を卜し、佐嘉神社にて各關係者を集め嚴肅なる記念式を舉行することゝした。

第二節 佐賀市の自治祝賀

昭和十三年四月二十九日、天長の佳節を迎へて祥雲天に満ち、瑞氣地に溢る、殊に佐賀市では此の佳辰を卜

し、自治制發布五十周年記念式典を擧ぐる事となり、慶祝の數を重ねて一人の芽出度さを感じるのであつた。
佐賀市役所では先づ午前八時半より、市會議場に於て天長節拜賀式を舉行したる後、午前九時四十五分より自治制發布五十周年に關する勅語(前節所載)奉戴の臨時市會を開き、橋爪市長の開會の挨拶ありて左の決議文を滿場一致を以て可決、閉會した。

決 議 文

恭シク惟ルニ 天皇陛下深ク地方自治ニ軫念アラセラレ親シク自治制發布五十周年記念式典ニ臨マセ給ヒ優渥ナル勅語ヲ賜フ聖慮宏遠寔ニ恐懼感激ニ堪ヘズ

今ヤ時局イヨイヨ多事、堅忍持久以テ時艱克服ニ邁進スベキノ秋、吾等佐賀市民ハ謹ミテ聖旨ヲ奉戴シ克ク自治ノ本義ニ則リ和衷協同、地方自治振興ニ努メ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期ス

右決議後、引續き午前十時より橋爪市長以下全市吏員、市會議員、市内各種團體代表、學校教員及び小學六年以上の兒童、佐嘉神社々に參列して嚴肅なる自治制發布五十周年報告祭を執行し、更に公會堂に於て其の記念式が行はれた、開式、君ケ代齊唱、宮城遙拜、神宮遙拜、支那事變戰病死者の英靈に對する一分間の默禱を爲し、橋爪市長は明治二十一年四月十七日市町村制發布の上諭を恭しく奉讀した。

市町村制發布の上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

終つて市長は更に式辭を朗讀し、次で小山本縣知事(一)、野中佐賀商業會議所會頭(萬太)其他の祝辭あり、萬歳を三唱して式を閉ぢ祝宴に移つたが、當日の參列者は市吏員、市會議員は勿論、小山本縣知事、堀佐賀地方裁判所長(耕)、稻塚檢事正(庄三)、外各官衛長、學校長、新聞記者、各區長及代理者、各衛生組合長、各種團體長、有志等約五百五十餘名に達し盛況を呈した、尙ほ市内は各戸國旗を掲げ、又各小學校では午前十時から、四年生以上四千餘名の兒童參加して、自治奉祝の旗行列を爲し、佐嘉神社に參拜し市役所前にて萬歳を唱へ、各學校區内を一巡して解散したが全市内は小旗の行列と、兒童等の高唱する愛國行進歌に埋められた。

小學生の旗行列

第二章 自治記念日

第一節 記念日設定

昭和十四年三月三十日、中原本縣總務部長(造)より地第二六一號(規)を以て、自治記念日實施に關する件に付き左の依命通牒があつた、即ち爾今全國的に毎年四月十七日を自治記念日として設定し、勅語奉讀式を擧げて自治制發布五十周年に賜はつた勅語の聖旨を永久に奉戴し、益々自治の觀念を培はんとするのである。

依命通牒文

記念日設定

三九七

来る四月十七日は自治制發布記念日に有之、殊に昨年(昭和十三年)の自治制發布五十周年記念式典に際しては、畏くも 天陛下下親臨の下に、特に優渥なる勅語を賜ひ、全國自治關係者一同聖恩の洪大なるに恐懼感激し、益々堅實なる自治の發達伸暢に努め、以て 皇運の扶翼に最善を竭さんことを期したる所にして、本縣下各市町村に於ては、特に聖旨奉戴に付市町村會の議決をなしたるものに有之、爾來之が記念日の意義は一層深きを加へ來りたるに付、爾今四月十七日を全國的に自治記念日と定め、毎年此の慶びを俱にし、感激を新にすると共に聖旨を奉戴して益々自治觀念を長養し、自治共同の實を擧げ、以て 皇恩の萬一に報ひ奉らんことと相成候に付ては、本年(昭和十四年)以後は各市町村に於て、市町村吏員、市町村會議員、小學校長、區長、委員、自治功勞者その他關係有力者參集し、自治制發布五十周年記念式典に賜はりたる勅語奉讀式を舉行相成度云々

第二節 佐賀市の自治記念式

昭和十四年四月十七日第一回自治記念日を迎へた佐賀市では、午前九時から市會議場に於て、橋爪市長を首め全市吏員、市會議員、市内各小學校長、區長、自治功勞者、自治關係者等約五十名參列して自治記念式を舉行し宮城遙拜、次で支那事變戰病死者の冥福と出征將兵の武運長久を祈る爲め、一分間の默禱を捧げたる後、橋爪市長は自治制發布五十周年記念式典に賜はつた勅語を奉讀し、更に左の演告を爲して、午前十時意義深き最初の自治記念式を終了した。

橋爪市長の演告

本日自治發布の記念日に當り議員、區長、委員、學校長、自治功勞者等關係諸賢の御參列を得、嚴肅裡に勅語奉讀式を舉行することを得まして御同慶に存じます

昨年の本日、東京の宮城前廣場に於て行はれました自治制發布五十周年記念式典に際し、長くも 天皇陛下親しく臨御の下に、只今奉讀致したる、洵に優渥なる勅語を賜はり、參列者は素より、全國自治關係者一同、聖慮の宏遠なるに恐懼感激せしところでありますが、此の極めて意義深く且つ有難き日を銘記し、一段と健實なる自治の伸暢發達を期する意味に於きまして、毎年四月十七日を自治記念日と定められ、本日は其の第一回記念日として、全國一齊に此の式を擧ぐることになり、本市に於ても特に諸賢の御參列を乞ふて擧式いたしました次第で御座います

惟みまするに、國力の充實、國家の興隆といふことは中央政治、官治行政のみによつて之をよくすることは不可能で矢張り地方政治、自治行政と相俟つて初めて其の完璧を期し得べきかと存じます、此の故にその利害が主ら一地方に限局するものに在りては、之を地方共同の決するところに委せ、それらの實狀に即し、その宜しきに適ふべく施設實行せしめ、依て以て民道の暢達と、併せて地方の發展を庶幾することとせられし所以であります

この主旨の下に、明治二十一年四月十七日初めて市制町村制が公布せられ、市町村を公共團體として、市及び町村に法人格を附與し、其の團體に關する諸般の事務と團體自體の福利とする、公共事業を施設經營するの權能を許されたのでありまして、此事たる、憲法政治と共に政治制度上に於ける劃期的一大躍進と

申すべきであります、爾來五十年、自治行政の伸張に伴ひ、地方の發達進展は年と共に著しく、我國今日の興隆に貢献せしところ洵に大なるものがあつたのであります

我が佐賀市は自治制發布の翌明治二十二年四月一日を以て、市制を布き、本年が正にその五十周年に相當するのであります、此の五十年間に於きまして、地の利に恵まれたる他都市に比し、市勢の發展聊か遅遅たるの觀なしとせざるも、之を市制施行の當初に對比すれば、先輩諸賢の御盡力に依つて、洵に格段の發展を見て居るのであります、殊に近年に至りまして名譽職諸賢の熱誠なる御協力と、自覺せる市民各位の理解ある御支援とによりまして、近代都市としての施設も漸次整備の域に進み、年を逐ふて向上發展の機運高まりつゝあることは、各位と共に衷心慶賀に堪へざるところであります、私の感謝いたすところでありませう

今や我國は歴史的重大事變に遭遇し、舉國一致、建國の大精神たる、八紘一字の理想を顯現すべく、東亞永遠の平和確立に向つて一路邁進すべき秋、國家の基礎たる地方自治體の責務は愈々重く、私共自治行政の衝に當る者は、和衷慤勵、心身を傾けて自治の發展、市勢の振興に不撓不屈の努力を致さねばならぬと覺悟致します

茲に本日の記念日に當り、客年賜はりたる勅語を奉讀し、感激を新たに、自肅自戒、愈々責務の遂行に勵み、自治公同の實を擧げ、時艱の克服、國運の隆昌に貢献し、以て聖恩の萬一に對へ奉らんことを期するものであります

以上所懐の一端を述べて式辭と致します